



栃木県公報

平成26年
4月22日(火)
第2574号

目次

告 示

○有償頒布行政資料の売払代金の収納事務の委託	361
○収去飼料検査結果の概要	361
○道路の供用開始	363

公 告

○平成26年度狩猟免許試験の実施	363
○平成26年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施	365
○大規模小売店舗の変更の届出	367
○土地改良区役員の退就任	367
○土地改良区連合役員の退就任	369
○県営土地改良事業の異種目換地の指定	370
○開発行為の工事完了	370

選挙管理委員会

○公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定	371
---	-----

告 示

栃木県告示第211号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成26年4月1日付けで次のとおり物品売払代金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月22日

栃木県知事 福田 富一

- 委託事務の内容
有償頒布行政資料の売払代金の収納事務
- 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
 - 主たる事務所の所在地
宇都宮市塙田1丁目1番20号
 - 名称
栃木県職員生活協同組合
- 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(文書学事課)

栃木県告示第212号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成26年1月から同年3月までの間に検査した収去飼料の分析検査の概要を次のとおり公表する。

平成26年4月22日

栃木県知事 福田 富一

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等 の所在地	取去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験				結果				E (Kcal/ kg)	M (%)	D (%)	N (%)	その他 の検査 水分 (%)	違反の 内容
				粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性 塩基性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)						
茨城県神栖市 清水港飼料株式会社 工場	宇都宮市 カワサキコーポレーシ ョン株式会社 瑞穂野倉庫	ファイブグロアー	H25.12	15.5	3.5	6.4	7.0	1.41	0.52							12.7	
茨城県神栖市 全国酪農業協同組合連合会 鹿島飼料工場	鹿沼市 栃木県酪農業協同組合 県南支所	ニューメイクスター	H25.12	21.1	3.1	5.0	5.8	0.82	0.53							13.1	

注) 1 試験結果の概要の欄中には個別検査項目別に分析結果を示す。

2 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足の量(絶対量)を示し、原材料について違反があった場合、その内容を記載する。

2 安全性に関する検査

製造事業場等 の所在地	取去場所	飼料又は飼料 添加物の区分	飼料又は飼料 添加物の名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反及び 違反の内容
茨城県神栖市 全国酪農業協同組合連合会 鹿島飼料工場	鹿沼市 栃木県酪農業協同組合 県南支所	飼料	ニューメイクスター	H25.12	重金属-カドミウム、ひ素、鉛	無

注) 1 試験項目の欄には、重金属-カドミウム等の検査項目ごとに適宜区分し記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

(畜産振興課)

栃木県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年4月22日から同年5月21日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
64	一般県道 氏家宇都宮線	宇都宮市海道町129から 宇都宮市海道町123まで	平成26年4月22日

(道路保全課)

公 告

○平成26年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定に基づく平成26年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成26年4月22日

栃木県知事 福田 富一

1 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

- (1) 20歳に満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(3)に該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

2 狩猟免許試験の日時及び場所

担当事務所	日時	会場	会場所在地	試験を実施する狩猟免許の種類
県東環境森林事務所	7月6日（日） 午前9時30分から	清原工業団地管理センター 大会議室・第1・2・4会議室	宇都宮市清原工業団地 15-1	網 猟 免 許 わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許
県北環境森林事務所	同 上	県那須庁舎 第1会議室	大田原市中央1-9-9	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許
県西環境森林事務所	8月24日（日） 午前9時30分から	日光市中央公民館 小ホール	日光市平ヶ崎160	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許

県南 環境森林 事務所	8月24日(日) 午前9時30分から	県安蘇庁舎 5階大会議室	佐野市堀米町607	わな猟免許 第一種銃猟免許
矢板 森林管理 事務所	同 上	清原工業団地管理センター 大会議室・第1・2・4会議室	宇都宮市清原工業団地 15-1	わな猟免許 第一種銃猟免許
県東 環境森林 事務所	11月30日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター 大会議室・第1・2・4会議室	宇都宮市清原工業団地 15-1	わな猟免許 第一種銃猟免許
県北 環境森林 事務所	同 上	県那須庁舎 第1会議室	大田原市中央1-9-9	わな猟免許 第一種銃猟免許
県西 環境森林 事務所	1月28日(水) 午前9時30分から	県上都賀庁舎 大会議室	鹿沼市今宮町1664-1	わな猟免許
県南 環境森林 事務所	同 上	栃木市国府地区公民館 大交流室	栃木市惣社町228-1	わな猟免許
矢板 森林管理 事務所	同 上	県塩谷庁舎4階 401・402会議室	矢板市鹿島町20-22	わな猟免許

3 試験の内容

狩猟免許の種類ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は次のとおりである。
なお、技能試験は、適性及び知識試験に合格した者を対象とする。

試験科目	内 容
適性試験	1 視力についての適性試験 2 聴力についての適性試験 3 運動能力についての適性試験
技能試験	1 猟具の判別（第一種、第二種銃猟免許を除く。） 2 猟具の架設（第一種、第二種銃猟免許を除く。） 3 猟具の取扱い（網猟、わな猟免許を除く。） 4 鳥獣の判別 5 距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）
知識試験	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験 4 鳥獣の保護管理に関する知識についての筆記試験

4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、1の(2)から(4)までのいずれにも該当しない者であること

とを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のもの）

5 受験申請場所

申請者の住所地を管轄する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 受験申請期間

試験の実施日の20日前から10日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）

7 試験手数料

狩猟免許申請書に次の金額の栃木県収入証紙を貼付すること。

- (1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者 3,900円
- (2) (1)以外の者 5,200円

8 その他

(1) 狩猟免許申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼付したもの）を同封すること。

(2) この試験についての問い合わせは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

○平成26年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく平成26年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

平成26年4月22日

栃木県知事 福田 富一

1 対象者

- (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成26年9月14日をもって満了する者
- (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が平成26年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。

2 適性検査及び講習の日時及び場所

担 当 事 務 所	日	時	会 場	会 場 所 在 地
県 東 環境森林事務所	6月11日（水）	午後1時から	県河内庁舎 5階大会議室	宇都宮市竹林町1030-2
県 西 森林管理事務所	6月12日（木）	午後1時から	鹿沼市北押原コミュニティ センター	鹿沼市縦山町162-2
矢 板 環境森林事務所	6月13日（金）	午前9時から	県塩谷庁舎 4階401・402会議室	矢板市鹿島町20-22
県 北 環境森林事務所	6月15日（日）	午前9時から	県那須庁舎 第1会議室	大田原市中央1-9-9
県 西 環境森林事務所	6月21日（土）	午前9時から	日光市中央公民館 小ホール	日光市平ヶ崎160
県 南 環境森林事務所	6月22日（日）	午前9時から	県安蘇庁舎 5階大会議室	佐野市堀米町607

県北 環境森林事務所	6月25日(水) 午前9時から	県南那須庁舎 第3別館第1会議室	那須烏山市中央1-6-92
県南 環境森林事務所	7月9日(水) 午前9時から	県安蘇庁舎 5階大会議室	佐野市堀米町607
県東 環境森林事務所	7月30日(水) 午後1時から	市貝町役場 多目的ホール	市貝町市塙1280
同上	9月7日(日) 午後1時から	宇都宮市総合コミュニティ センター大集会室A・B	宇都宮市明保野町7-1

3 適性検査及び講習の内容

区 分	内 容
適 性 検 査	1 視力についての適性検査 2 聴力についての適性検査 3 運動能力についての適性検査
講 習	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 猟具の取扱い 3 鳥獣の判別 4 鳥獣の保護管理

4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真1枚(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書(申請日前3月以内のもの)
 - ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
 - イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イに該当する者を除く。)

5 狩猟免許更新申請場所

申請者の住所地を管轄する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 狩猟免許更新申請期間

適性検査及び講習の実施日の20日前から10日前まで(ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで)

7 狩猟免許更新手数料

狩猟免許更新申請書に2,900円分の栃木県収入証紙を貼付すること。

8 その他

- (1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。
なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、返信用封筒(宛先を明記し、82円切手を貼付したもの)を同封すること。
- (2) この適性検査及び講習についての問い合わせは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

(自然環境課)

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成26年8月22日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年4月22日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
モテナス芳賀
芳賀郡芳賀町大字祖母井祖母井南部土地区画整理地内9街区-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
芳賀町
芳賀郡芳賀町大字祖母井1020
株式会社たいらや
宇都宮市城東一丁目1番11号

3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社たいらや 代表取締役 村上 篤三郎	株式会社たいらや 代表取締役 平 典子	平成26年3月1日
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社たいらや外8者	株式会社たいらや外7者	平成26年3月1日

- 4 届出年月日
平成26年4月7日
- 5 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年4月22日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
飯 塚 土地改良区	理 事	塚原 豊		小山市大字飯塚1610	26.4.8	
	〃	中島 栄吉	中島 栄吉	〃 〃 1620	〃	26.4.9
	〃	曾篠 一隆	曾篠 一隆	〃 〃 136	〃	〃
	〃	高田 賢三	高田 賢三	〃 〃 1110	〃	〃

	理 事	酒卷 賢一	酒卷 賢一	小山市大字飯塚2236	26.4.8	26.4.9	
	〃	小林 宏志	小林 宏志	〃 〃 1587	〃	〃	
	〃	和賀井喜雄	和賀井喜雄	〃 〃 467	〃	〃	
	〃	鈴木 嘉造	鈴木 嘉造	〃 〃 1224	〃	〃	
	〃		伊澤 寛	〃 〃 439		〃	
	監 事	山嵜 隆行		下野市国分寺1314	26.4.8		
	〃	二宮 寛治		〃 〃 1161	〃		
	〃	松沼 忠一	松沼 忠一	小山市大字飯塚458	〃	26.4.9	
	〃		手塚 正純	〃 〃 1237		〃	
	〃		水沢 和彦	〃 〃 1131-14		〃	
国分寺 土地改良区	理 事		前原 隆	下野市橋本646		26.3.25	
しおや 土地改良区	理 事	市村 禧美		塩谷郡塩谷町大字玉生754	26.3.31		
	〃	大嶋 正榮		〃 〃 大字熊ノ木812	〃		
	〃	郡司 敏正		〃 〃 大字田所1087-2	〃		
	〃	鈴木 静雄		〃 〃 大字道下952	〃		
	〃	塚原 賢次		〃 〃 大字金枝266	〃		
	〃	見形 敏次		〃 〃 大字飯岡832-1	〃		
	〃	和氣 達郎		〃 〃 大字上寺島86-3	〃		
	〃	和氣 啓		〃 〃 大字玉生695-2	〃		
	〃	和氣六一郎	和氣六一郎	〃 〃 〃 1510	〃	26.4.1	
	〃	手塚 誠	手塚 誠	〃 〃 大字田所2191-1	〃	〃	
	〃	小野崎 肇	小野崎 肇	〃 〃 大字金枝612	〃	〃	
	〃	小野崎勇治	小野崎勇治	〃 〃 〃 931	〃	〃	
	〃	川上 恒信	川上 恒信	〃 〃 大字原萩野目213-4	〃	〃	
	〃	晴山 清	晴山 清	〃 〃 大字泉654	〃	〃	
	〃		石下 誠	〃 〃 大字玉生643		〃	
	〃		増渕 裕	〃 〃 大字下寺島47		〃	
	〃		手塚 勝永	〃 〃 大字田所1284		〃	
	〃		齋藤 芳充	〃 〃 大字大宮1986		〃	
	〃		小野崎良行	〃 〃 大字金枝627		〃	
	〃		松川 要	〃 〃 大字飯岡456		〃	
		監 事	小野崎良行		〃 〃 大字金枝627	26.3.31	
		〃	小野崎武夫		〃 〃 大字玉生1213	〃	
	〃	手塚 祐二		〃 〃 大字田所1965-1	〃		
	〃		齋藤 恒好	〃 〃 大字東房541-1		26.4.1	
	〃		高橋 健一	〃 〃 大字田所899-5		〃	

黒 磯 土地改良区	監 事		吉田 憲一	塩谷郡塩谷町大字泉220		26.4.1
	理 事	澤田 吉夫		那須塩原市鍋掛1092	26.3.31	
	〃	蓮実 重博		〃 野間74-2	〃	
	〃		山口 勉	〃 鍋掛1474		26.4.1
	〃		岡本 幸吉	〃 〃 1156		〃
	〃		斉藤 大	〃 下厚崎200-36		〃
那 須 町 土地改良区	理 事	大森 清		那須郡那須町大字寄居1416	26.3.31	
	〃	菊地 一男	菊地 一男	〃 〃 大字寺子丙25-1	〃	26.4.1
	〃	大平 康市	大平 康市	〃 〃 大字寺子乙2481	〃	〃
	〃	星 和一	星 和一	〃 〃 大字豊原丙2290-1	〃	〃
	〃	高久 道明	高久 道明	〃 〃 大字寺子乙1583	〃	〃
	〃	鮎ヶ瀬照夫	鮎ヶ瀬照夫	〃 〃 大字高久甲3535	〃	〃
	〃	葉袋 治雄	葉袋 治雄	〃 〃 大字豊原丙4744	〃	〃
	〃	相馬 和至	相馬 和至	〃 〃 大字高久甲5175-3	〃	〃
	〃	益子 一治	益子 一治	〃 〃 大字横岡138	〃	〃
	〃	常盤 隆	常盤 隆	〃 〃 大字寺子乙254	〃	〃
	〃		鈴木 隆	〃 〃 大字寄居1856		〃
	監 事	大森 伸吾		〃 〃 大字高久丙816	26.3.31	
	〃	相馬 芳夫		〃 〃 大字高久甲2962	〃	
	〃	中島 隆		〃 〃 大字豊原丙4009-4	〃	
	〃		大森 正広	〃 〃 大字高久甲5217		26.4.1
	〃		高藤 昭夫	〃 〃 大字芦野2789		〃
〃		高久 富夫	〃 〃 大字寺子乙673-114		〃	

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年4月22日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区 連 合 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
藤 沢 用 水 土地改良区 連 合	理 事	福島 泰夫		那須郡那珂川町大字芳井875	26.3.28	
	〃	長谷川俊彦		〃 〃 大字薬利1008	〃	
	〃	石崎 勝衛	石崎 勝衛	大田原市佐久山4364-6	〃	26.3.29
	〃	松本 紘雄	松本 紘雄	〃 〃 2602	〃	〃
	〃	加藤 健一	加藤 健一	〃 藤沢169-16	〃	〃
	〃	加藤 茂	加藤 茂	〃 〃 70	〃	〃
	〃	金澤 重雄	金澤 重雄	〃 〃 211-2	〃	〃

理 事	玉村 徳行	玉村 徳行	大田原市藤沢436- 4	26. 3 .28	26. 3 .29
〃	中村美智夫	中村美智夫	〃 〃 103- 7	〃	〃
〃	橋本 憲雄	橋本 憲雄	〃 〃 18	〃	〃
〃	阿久津 茂	阿久津 茂	〃 福原1947	〃	〃
〃	齋藤 勝男	齋藤 勝男	〃 〃 1743- 2	〃	〃
〃	白井 慶二	白井 慶二	〃 〃 1594- 4	〃	〃
〃	大森 武	大森 武	那須郡那珂川町大字芳井110	〃	〃
〃	高村 泰正	高村 泰正	〃 〃 大字薬利743	〃	〃
〃		大森 信世	〃 〃 大字芳井256- 5		〃
〃		佐々木 功	〃 〃 大字薬利594		〃
監 事	田口 浩一		大田原市藤沢54	26. 3 .28	
〃	高橋 秀吉	高橋 秀吉	〃 〃 381	〃	26. 3 .29
〃	中野 国男	中野 国男	〃 福原1727- 3	〃	〃
〃		宇田 幸雄	〃 藤沢107- 8		〃

○県営土地改良事業の異種目換地の指定

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2 第3項において準用する同法第53条の2 第1項の規定により、県営小貝川沿岸2期地区土地改良（区画整理）事業において、次の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 4 月22日

栃木県知事 福 田 富 一

市町村	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積	摘 要
市貝町	文谷	古屋敷	481- 1	畑	田	856㎡のうち300㎡	

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 4 月22日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字上沢881番、945番1、946番1	さくら市櫻野1670番地2	塩野谷農業協同組合
下野市石橋字兵行内819番6、819番7、819番8、819番26	宇都宮市西川田町934番地3	株式会社無限開発
下野市小金井字宝賀谷2289番19	下野市小金井2289番地14	神奈川 まどか 神奈川 直 人
下都賀郡壬生町本丸一丁目3263番3	埼玉県本庄市西富田762番地1	ケイアイスター不動産株式会社

下都賀郡壬生町本丸二丁目2119番	下都賀郡壬生町本丸二丁目10番16号	北 原 望
下都賀郡壬生町大字安塚字南原1185番5	下野市文教二丁目1番地2サンライズN102号室	中 里 善 美 中 里 克 敏

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年4月22日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

選挙管理委員会名	指定した施設の名称	指定した施設の所在地
宇都宮市選挙管理委員会	宇都宮市五代若松原地域コミュニティセンター	宇都宮市若松原3丁目19番27号 若松原中学校内